

## 参考資料

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 関連法令等  | P 1 |
| (2) 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の<br>基準等に関する条例」等の制定について | P 4 |
| (3) 建築物等に関する規程と手続き窓口一覧                               | P12 |

その他、応募にあたり必要な事項については必ずご確認ください。

公募にあたって、参考となる法令・基準等を列記していますので、必ずご確認ください。

## 関係法令

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法
- (3) 社会福祉法
- (4) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

※ このほか、施設の立地場所の選定や建設等に関連する都市計画法、建築基準法、消防法、福岡県福祉のまちづくり条例等に係る規制も、必ずご確認ください。

## 関係省令・通知等

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準  
(平成11年3月31日 厚生省令第46号)
- (2) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について  
(平成12年3月17日 老発第214号)
- (3) 社会福祉法人の認可について  
(平成12年12月1日 老発第794号・老計第52号)
- (4) 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について  
(昭和47年5月17日 社庶第83号)

- (5) 社会福祉施設の長の資格要件について  
(昭和53年2月20日 社庶第13号)
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)
- (7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年3月14日 厚生労働省令第36号)
- (8) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第128号)
- (10) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- (11) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
- (12) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について  
(平成24年3月16日 老高発第0316第2号、老振発第0316第2号、老老発第0316第6号)

上記のほかにも、様々な通知やQ&Aが、「介護報酬の解釈」**1**「単位数表編」、**2**「指定基準編」、**3**「QA・法令編」に掲載されていますので、ご確認ください。

## ■主な参考文献

- 「介護保険制度の解説」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈<sup>1</sup>単位数表編」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈<sup>2</sup>指定基準編」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈<sup>3</sup>Q A・法令編」 発行：社会保険研究所
- 「老人福祉関係法令通知集」 発行：第一法規株式会社
- 「介護事業所のための介護給付費請求の手引き」 発行：(社)国民健康保険中央会
- 「介護保険サービス Q&A」 発行：中央法規出版株式会社
- 「社会福祉法人設立・運営ハンドブック」 発行：中央法規出版株式会社

※ 改訂版等については、ご確認ください。

## ■主な参考ホームページ

- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
- 独立行政法人福祉医療機構（WAM ネット） <http://www.wam.go.jp>
- 福岡県（介護保険課） <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 北九州市（介護保険課） <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

# 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」等の制定について

## 1 条例制定の背景

- 国による地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」が施行され、関係法律の整備が行われました。
- これを受けて、これまで全国一律に定められていた、介護サービス事業の指定等に関する基準等について、権限移譲により、都道府県や政令指定都市等の条例で定めることとなりました。

## 2 厚生労働省令で示された基準の分類

今回、制定する条例は、規定する内容によって、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が異なっており、下記に示すとおり、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型に分類されています。

政令指定都市等はこの分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなっています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
例	従業者の員数 など	利用定員	居室定員 非常災害対策 など

## 3 基準条例制定の考え方

「2 厚生労働省令で示された基準の分類」で示した3類型を踏まえ、現行の基準を精査し、国の基準と異なる独自の基準を定める必要がある部分については、パブリックコメントでの意見、これまでの指導事例等を踏まえ、検討を行いました。

## 4 条例の名称と構成

### (1) 介護保険法関係

#### 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

章・節	項目	対応する省令
第1章	総則	—
第2章	指定居宅サービス事業者等の指定の要件（法人格の有無）	介護保険法施行規則
第3章	指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員	—
第4章	介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	—
第1節	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第37号)
第2節	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日省令第34号)
第3節	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第39号)
第4節	介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第40号)
第5節	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第35号)
第6節	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第36号)
第5章	雑則	
付則	※ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を含む	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第41号)

## (2) 老人福祉法関係

### 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

章	項目	対応する省令
第1章	総則	—
第2章	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年7月1日省令第19号)
第3章	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第46号)
第4章	雑則	—

## (3) 社会福祉法関係

### 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- ※ 対応する省令：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準  
(平成20年5月9日省令第107号)

## 5 基準の概要

### (1) 本市条例における基準の枠組み

本市条例で定める各基準は、以下の「(2) 本市の独自基準」に記載している内容を除き、現在の厚生労働省令と同じ基準となっています。

なお、各独自基準の適用サービスの範囲については、別紙「独自基準適用表」をご確認ください。

- ※ 以下の説明中使用する用語について  
「事業者」・・・施設も含まれます。

### (2) 本市の独自基準

#### ア 非常災害対策（災害種別ごとの対応計画作成）

国の基準	あり（非常災害対策）
独自基準	<b>【義務付け】</b> 事業者は、火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを従業者に定期的に周知するとともに、これに基づく避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

設定理由	東日本大震災等を踏まえ、利用者の安全確保を強化するためです。
説明	災害種別ごとに対応計画を作成するとともに、避難訓練等の実施を規定するものです。

### イー① 地域との連携等（自治会等への加入）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	<b>【努力規定】</b> 事業者は、自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めなければならない。
設定理由	地域に開かれた事業所運営を行っていくためには、日頃から自治会等の地縁による団体に加入するなどして、利用者と地域住民との交流の機会を設ける等、地域との連携を図っていくことが重要であるためです。
説明	「地域との連携」の1つの手段として、自治会等の地縁による団体へ加入することなどに努めなければならないことを規定するものです。

### イー② 地域との連携等（災害時における自治会等との協力体制）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	<b>【努力規定】</b> 事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。
設定理由	非常災害時には、地域での協力体制が不可欠なことから、自治会等との協力体制を築くことが重要であるためです。
説明	「地域との連携等」の一環として、非常災害時における自治会等との協力体制を築くよう努めなければならないことを規定するものです。

### イー③ 地域との連携等（地域交流のためのスペース確保）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	<b>【努力規定】</b> 事業者は、地域との交流・連携を図るため、事業所及び施設内に地域交流のためのスペースの確保に努めなければならない。
設定理由	事業者は、事業の運営にあたり、地域との結び付きを重視し、積極的に地域住民との交流・連携を深めていく必要があるためです。
説明	事業所内において、地域との交流を図るためのスペースの確保に努めなければならないことを規定するものです。

## ウ サービス記録の整備

国の基準	あり（記録の整備）
独自基準	<b>【義務付け】</b> 介護報酬請求に関連する記録の保存期間は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。
設定理由	介護報酬の返還請求権は、公法上の債権として5年間の消滅時効が適用されるため、現行2年間の保存期間を5年間とする必要があるためです。
説明	介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年間とするものです。ただし、それ以外の記録については、国の基準どおり2年間とします。 ※ 経過措置として、条例の施行日（平成25年4月1日）において既に発生している記録の保存期間については、国の基準どおり2年間とします。

## エ 暴力団員等の排除

国の基準	規定なし
独自基準	<b>【義務付け】</b> 事業者は、次のいずれかに該当してはならない。 (ア) 事業者または役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること。 (イ) 暴力団員等を事業所の従業者又は補助者として使用していること。 (ウ) 暴力団員等が事業所の運営について支配していると認められること。 (エ) 事業者又は役員等が福岡県暴力団排除条例（以下「県条例」という。）の以下の規定に違反したことにより勧告（県条例第22条）を受けたにもかかわらず、それに従わず、その旨を公表（県条例第23条第1項）されてから2年以内の者であること。 <b>【県条例が規定する禁止事項】</b> ● 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に利益供与してはならない（県条例第15条第2項） ● 暴力団員が暴力団員であることを隠蔽する目的であることを知って、暴力団員に自己の名義を利用させてはならない（県条例第17条の3） ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、自己の不動産を譲渡等する契約をしてはならない（県条例第19条第2項） ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知っ

	<p>て、他人の不動産を譲渡等する契約の代理又は媒介をしてはならない（県条例第20条第2項）</p> <p>(カ) 事業者又は役員等が、県条例の以下の規定に違反することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年以内の者であること。</p> <p>【県条例が規定する禁止事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力団の威力を利用する目的で、あるいは暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員等に利益を供与してはならない（県条例第15条第1項）</li> </ul>
設定理由	適正なサービス提供のため、事業者から暴力団員等を排除する措置を講じる必要があるためです。
説明	暴力団員等の排除について、これまでは要綱に基づき誓約書を提出していただいておりますが、平成25年度以降は、この条例の規定に基づいて提出していただきます。

#### オ 居室定員【介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、特別養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり（設備）</p> <p>① 居室の定員は、1人。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>② 平成25年4月1日時点で、既に指定を受けている介護老人福祉施設（平成25年4月1日以後に増築又は改築された部分を除く。）については「4人以下」とする。</p>
独自基準	<p>【義務付け】</p> <p>①は国の基準どおりとする。</p> <p>②は、平成25年4月1日時点で既に指定を受けている施設（条例施行後に増築された部分を除く）は「4人以下」とする。</p> <p>※ 国の基準と異なる部分は、改築についても「4人以下」を認める部分です。</p>
設定理由	現在、多床室に入所している方については、施設の建替（改築）の際に、一定の配慮も必要であると考えためです。
説明	国の基準では、既設の施設であっても、「増築」「改築」する場合は「4人以下」が認められませんが、本市の独自基準として、「改築」する場合については、利用者の意向を確認した上で「4人以下」を認めるものです。

#### カ 霊安室の設置義務を解除【養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり（設備）</p> <p>養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一～十四 （略）</p>
------	---

	<p>十五 霊安室</p> <p>十六 (略)</p>
独自基準	<p><b>【義務付け解除】</b></p> <p>必ずしも設けなくてもよいこととする。</p>
設定理由	<p>既存の施設において、霊安室としての利用がほとんどないためです。</p>
説明	<p>これまで、養護老人ホームについては、霊安室の設置が義務付けられていましたが、平成25年度以降は設置義務がなくなります。</p>

独自基準適用表

※ 介護予防サービスを含む

サービス種別	サービス名	居宅サービス										施設サービス			地域密着型サービス							その他					
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス	養護老人ホーム(老福法)	特別養護老人ホーム(老福法)	軽費老人ホーム(社福法)
ア	非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)						○	○	○	○	○				○	○	○								○	○	○
イ①	地域との連携等(自治会等への加入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ②	地域との連携等(非常災害時における協力体制)						○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
イ③	地域との連携等(地域交流のためのスペース確保)													○					○	○	○	○	○	○	○	○	
ウ	サービス記録の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
エ	暴力団の排除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
オ	居室定員													○								○			○		
カ	霊安室																								○		

○:独自基準が適用されるサービス

## 北九州市における 建築物等に関する規程と手続き窓口一覧

建築物を建築しようとする場合、建築主は、建築基準法をはじめとする様々な法令等に適合するよう、計画しなければなりません。

計画が法令等の規定に適合しない場合は、計画の変更をせざるを得ない場合や、建築できないこともあります。

この本一覧は、北九州市内における建築物等の建築確認申請に際して、事前に協議すべき内容や協議先を明示し、判りやすく示したものです。

建築主（建築主から依頼を受けた設計者）は、建築確認申請の前に建築物等に関する規程の所管先と十分な協議を行い、法令等の遵守及び確認審査の円滑化にご協力いただきますようお願いします。

- 原則として、建築確認申請書の提出までに協議・手続き等を済ませてください。
- 許可・証明書等の書類添付がないと受付できないものがあります。
- 指定確認検査機関に建築確認申請する場合も、同様をお願いします。

### 「分類」凡例

#### **A：建築基準関係規定（建築基準法第6条第1項）**

- ・ 建築基準法並びに建築基準法に基づく命令及び条例の規定
- ・ 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、建築基準法施行令第9条各号に定めるもの

#### **B：「建築基準関係規定」以外の規程**

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
<b>A: 建築基準関係規定</b>					
1	A	仮使用認定	建築基準法第7条の6		建築都市局建築審査課 582-2535
2	A	道路相談等	建築基準法第42条	設計時に道路判定を確認 ※未判定通路は「道路相談」を提出	
3	A	建築基準法に基づく許可 ・空地の許可 ・仮設建築物の許可	建築基準法第43条 建築基準法第85条	許可書(写)を添付	
4	A	上記(NO.3)以外の建築基準法に基づく許可・認定	建築基準法第44、48条他 県条例第4、20、24条	許可書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
5	A	建築協定区域内	建築基準法第69条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認後、各協定運営委員会で協議を実施 協定書(写)を添付	
6	A	バリアフリー法(義務) ・延べ床面積2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の特別特定建築物の建築(新築・増築・改築・用途変更により特別特定建築物とする場合を含む)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市受付分については受付前に所管課で確認。建築確認申請受付後、建築審査課から所管課へ合議	
7	A	省エネ基準適合性判定 ※ 非住宅部分の面積のみ  ・2,000㎡以上の新築、増改築 ・300㎡以上の増改築で、既存含め2,000㎡以上になる場合 〔ただし、増改築部分が既存部分より小さいものは除く。なお、他に詳細情報あり〕	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	通知書(写)を添付	建築都市局建築審査課 設備係 582-2539
8	A	市街化区域内で1,000㎡以上の敷地	都市計画法第29条第1項、第29条第2項、第35条の2第1項、第36条第2項、第37条、第41条第2項、第42条、第43条第1項	適合証明書を添付(注1)申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築、又は移転である場合は、適合証明書の添付は不要となることがあります。(注2)市街化調整区域内で工作物(擁壁)を設置する場合の確認申請には、適合証明書が必要です。	建築都市局宅地指導課 582-2644
9	A	市街化調整区域内			
10	A	宅地造成工事規制区域内	宅地造成等規制法第8条第1項、第12条第1項	適合証明書を添付(注1)検査済証の交付日から2年以内の場合は、適合証明書の代わりに検査済証、位置図及び計画平面図(竣工図)の写しの添付で可	
11	A	用途地域	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)	建築都市局都市計画課 582-2451
12	A	地区計画指定区域内	都市計画法第58条の2 建築基準法第3章第7節 北九州市条例	適合通知書(写)を添付	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
13	A	高度地区 ※小倉駅前、葛原東地区 (平成27年3月31日時点)	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ(外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)	建築都市局都市計画課 582-2451
14	A	高度利用地区	都市計画法第8条、第9条		
15	A	都市再生特別地区	都市計画法第8条 都市再生特別措置法第36条		
16	A	特別工業地区(特別用途地区) ※若松区 南二島一丁目、二丁目の一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
17	A	スポーツ・レクリエーション地区(特別用途地区) ※戸畑区 浅生二丁目の一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認	
18	A	小倉都心小売商業振興特別用途地区(特別用途地区)	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	
19	A	都市計画に定める地域、地区又は区域が2以上にわたる敷地	建築基準法第52条第7項、91条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)、必要に応じて所管課と協議	建築都市局都市計画課 582-2451
20	A	都市計画施設等(都市計画道路、公園等)の区域	都市計画法第53条第1項 都市計画法第65条第1項	道路: 所管課が道路位置を明示(線引き)した配置図を添付  公園: 区域内の場合、許可証(写)を添付	[都市計画道路] ※計画決定区間 建築都市局 都市交通政策課 582-2518 ※事業決定区間 建設局道路建設課 582-2279 建設局街路課 582-2191 折尾総合整備事務所 工事課 691-2522 [都市計画公園] 建設局緑政課 582-2466
21	A	路外駐車場 ・一般公共の用に供する500㎡以上の有料駐車場	駐車場法第12条	路外駐車場設置受理書(写)を添付	建築都市局 都市交通政策課 582-2518
22	A	駐車場付置義務 ・駐車場整備地区 ・商・近商地域 特定用途 2,000㎡以上 非特定用途 3,000㎡以上 ※特定用途と駐車場法施行令第18条による	駐車場法第20条 北九州市条例	駐車施設付置届受理通知書(写)を添付	
23	A	駐輪場付置義務 ・自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設 ※北九州市自転車の放置の防止に関する条例第7条による ・商・近商地域 物販店舗 1,500㎡超	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 北九州市条例	自転車駐輪場設置届出書(写)を添付	建設局 道路維持課 582-2274

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
24	A	区画整理事業区域内	[都市計画決定後事業認可前] 都市計画法 第53条第1項		建築都市局区画整理課 582-2469
25	A	市街地再開発事業の 施行区域内	都市計画法第53条第1項	原則として受付前に所管課で確認	建築都市局再開発課 582-2454
26	A	屋外広告物の設置	屋外広告物法第4条 北九州市屋外広告物条例 第6条	協議後、確認申請図書に 確認済印	【協議】建設局管理課 582-2271  【許可】各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501
27	A	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	許可書(写)を添付	福岡県北九州県土整備事務用地課 691-2764  概要については 建設局河川整備課 582-2281
			建築基準法第39条 県条例第3条、4条	認定書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
28	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の建築	土砂災害防止法第24条・25条  建築基準法施行令第80条の3 平成13年国土交通省告示383号	区域内の建築物は建築基準法令80条の3及び告示に掲げる構造方法に適合すること	【区域について】 ・福岡県砂防課HP  【書面による区域の確認】 ・福岡県北九州県土整備事務用地課 691-2764 ・建設局河川整備課 582-2281 【建築基準法施行令・告示】 建築都市局建築審査課 構造係 582-2535
29	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の特定の開発行為	土砂災害防止法第9条	区域内の住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設(制限用途)の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するための必要な技術基準に従っている場合に限り許可	【土砂災害特別警戒区域内の開発許可】 ・福岡県県土整備部砂防課 092-643-3678  【制限用途該当性判断】 ・福岡県北九州県土整備事務用地課 691-2764
30	A	河川・水路の占用 (敷地と道路の接道条件の場合に限る)	(建築基準法第43条)	占用許可書(写)を添付 (敷地と道路の接道条件の場合に限る)	各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
31	A	消防設備	建築基準法第93条第1項～第4項 消防法第7条、第17条 北九州市火災予防条例	申請受付後、 建築審査課及び指定確認 検査機関から所管課へ同 意  ※消防法上の危険物に係 る設置、変更許可申請に 関する問い合わせは、消 防局又は各消防署に問い 合わせて下さい。	[申請延面積500㎡以上] 消防局予防部指導課 582-3812 [申請延面積500㎡未満] 門司消防署予防課 372-0119 小倉北消防署予防課 582-0119 小倉南消防署予防課 951-0119 若松消防署予防課 752-0119 八幡東消防署予防課 663-0119 八幡西消防署予防課 622-0119 戸畑消防署予防課 861-0119 ※500㎡未満であっても、 計画通知及び許可申請に ついては、消防局予防部 指導課となります。
32	A	下水道処理区域	下水道法第10条第1項	処理区域内では、接続先 の下水道管及び汚水柵の 有無を所管課並びに現地 で確認  処理区域外で下水道に接 続する場合は、上下水道 局下水道計画課にて確認 申請図書に適合を証する 押印  浄化槽は「浄化槽の設置」 の欄を参照	[処理区域内外の確認] 上下水道局下水道計画課 582-2480 上下水道局東部工事事務 所下水道課 285-3370 上下水道局西部工事事務 所下水道課 285-3380 [処理区域外] ※浄化槽設置 環境局業務課 582-2180 ※し尿処理 環境局業務課 582-2180
33	A	浄化槽の設置	浄化槽法  建築基準法第93条第5 項、6項	環境局業務課受付済の設 置届出書を添付  受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知	環境局業務課 582-2180  市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 642-1441(内606)
34	A	建築物衛生法(ビル管法)によ る特定建築物の使用  学校(学校教育法第1条の規定 によるもの) 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書 館、博物館、美術館、遊技場、 店舗、事務所、旅館、 学校(学校教育法第1条以外の もの)	建築基準法第93条第5 項、6項 建築物における衛生的環 境の確保に関する法律	受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知  所有者等は、使用開始後 1箇月以内に届出	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 642-1441(内606)
35	A	臨港地区内	港湾法第40条第1項 北九州市臨港地区内の分 区における構築物の規制 に関する条例	確認申請図書へ適合を証 する押印	港湾空港局港営課 321-5951
36	A	緑化率	都市緑地法 第35条 第36条 第39条第1項	※北九州市内には、緑化 地域に定められた区域は ありません。	建設局緑政課 582-2466

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
----	----	------	-------	------	---------

B:「建築基準関係規定」以外の規程

37	B	省エネ措置の届出 ・延べ床面積300㎡以上の 新築、増改築 〔ただし、省エネ基準適合性 判定の対象を除く。〕 なお、他に詳細条件あり	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律	工事着工予定日の21日前 までに所管課へ届出	建築都市局建築審査課 設備係 582-2535
38	B	バリアフリー法(認定) ・特定建築物 病院、劇場、観覧場、集会場、 展示場、百貨店その他政令で 定めるもの	高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関す る法律		建築都市局建築指導課 582-2531
39	B	特定まちづくり施設の届出	福岡県福祉のまちづくり 条例	工事着工予定日の30日前 までに建築主が所管課へ 届出	
40	B	中高層建築物等の届出 ・高さ10mを超える 中高層建築物 ・指定建築物 ・2階以上かつ10戸を超える 共同住宅等	北九州市中高層建築物等 の建築に関する指導要綱 北九州市共同住宅等の建 築計画及び管理に関する 指導要綱	建築確認申請提出日の20 日前までに建築主が所管 課へ届出後、確認申請図 書へ届出済の押印	
41	B	北九州市建築物総合環境性能 評価制度CASBEE(キャスビー) の届出 ・延べ床面積2,000㎡以上の 建築物の新築、増築又は改築 ※増築又は改築の場合は、 その部分が2,000㎡以上	北九州市建築物の総合環 境性能評価に関する要綱	工事着工予定日の21日前 までに建築主が所管課へ 届出	
42	B	建設リサイクル法に係る届出 特定建設資材を用いたり、 使用する以下の工事 ・80㎡以上の建築物の 解体工事 ・500㎡以上の建築物の 新築・増築工事 ・請負金額1億円以上の建築物 の修繕・模様替え等 ・請負金額500万円以上の 土木工事等	建設工事にかかる資材の 再資源化等に関する法律	発注者等が所管課に工事 着手の7日以上前に届出	
43	B	大規模な土地取引の届出 (事後届出制) ・取引の規模(面積要件) 市街化区域 2,000㎡以上 市街化調整区域 5,000㎡以上 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上	国土利用計画法		建築都市局都市計画課 582-2451
44	B	北九州市立地適正化計画の誘 導区域外における事前届出 ・居住誘導区域外で行う3戸以 上の住宅の建築等 ・都市機能誘導区域外で行う誘 導施設の建築等 (誘導施設) 商業施設等:10,000㎡超 公共施設:国県市の拠点施設 病院:病床数200床超 大学等:学生数500名超	都市再生特別措置法	行為着手の30日前までに 届出	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
45	B	景観重点整備地区 建築行為及び過半の色彩 変更等が対象	景観法 北九州市都市景観条例		建築都市局都市景観課 582-2595
46	B	大規模建築物(全市域) 建築行為及び過半の色彩 変更等が対象 ・31m超又は10,000㎡(集客施設 は3,000㎡)超			
47	B	景観形成誘導地域 建築行為及び過半の色彩 変更等が対象 ・臨海部 10m超又は1,000㎡超 ・空港周辺 全ての建築物	景観法 北九州市都市景観条例		
48	B	関門景観形成地域 建築行為及び過半の色彩 変更等が対象 ・10m以上又は1,000㎡以上	景観法 関門景観条例		
49	B	区画整理事業区域内 [市施行] 北九州学術・研究都市北部、 折尾 [都市再生機構施行] 城野駅北	[事業認可後] 土地区画整理法 第76条第1項		[申請先] ※北九州学術・研究都市 北部 学術・研究都市開発事務所 603-1110 ※折尾 折尾総合整備事務所 602-3108 ※城野駅北 福岡県建築都市部都市計 画課 092-643-3714 [問い合わせ先] 建築都市局区画整理課 582-2469
50	B	折尾地区総合整備区域内			折尾総合整備事務所 602-3108
51	B	生活幹線道路整備地区 ① 門司区:小森江地区 ② 小倉北区:南丘地区 ③ 小倉南区:長行地区、 湯川地区 ④ 若松区:二島地区 ⑤ 八幡東区:大蔵地区、 枝光・大谷地区 ⑥ 戸畑区:牧山地区	生活幹線道路整備事業		①～③ 建設局東部整備事務所 582-2961 ④～⑥ 建設局西部整備事務所 642-5411
52	B	道路の占用 歩道の切り下げ 工事に伴う道路損傷・復旧 の措置 工事車両の通行認定 (特殊車両の通行許可は 建設局管理課)	道路法 道路占用許可申請・協議 道路工事施行承認申請	①工事のための掘削、 構造物の改造、復旧等 ②大型車両等の通行認定 ③足場等の道路占用許可	各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
53	B	里道・水路(道路法、河川法等の適用又は準用を受けていない法定外公共物)の使用、購入	(地方分権一括法)		[機能を有しているもの] 各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501 [機能を喪失しているもの] (里道) 福岡財務支局小倉出張所 561-0481
54	B	河川に面する敷地 水路に面する敷地	北九州市普通河川管理条例		[敷地境界] 各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501 [整備計画] 建設局水環境課 582-2491
55	B	都市公園等の区域内	都市公園法		各区まちづくり整備課 門司 331-1881 小倉北 582-3471 小倉南 951-4111 若松 761-5321 八幡東 671-0801 八幡西 642-1441 戸畑 871-1501
56	B	風致地区内	都市計画法第58条 北九州市条例	区域内の場合、許可書(写)を添付	八幡西 642-1441 戸畑 871-1501
57	B	特別緑地保全地区、緑地協定等の区域内	都市緑地法		建設局緑政課 582-2466
58	B	自然公園の区域内	自然公園法 福岡県立自然公園条例		福岡県自然環境課 092-643-3369
59	B	開発行為の届出・許可(宅地の造成) 届出:開発区域の面積が3ha以上 許可:開発区域の面積が5ha(標高100m以上の土地を含む場合にあっては、3ha)以上	福岡県環境保全に関する条例第25条(届出)、第28条(許可)		福岡県環境部自然環境課 092-643-3368
60	B	鳥獣保護区特別保護地区内の行為許可 ・工作物の設置 ・水面の埋立又は干拓 ・木竹の伐採	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項		福岡県環境部自然環境課 092-643-3367
61	B	砂防法による指定土地内	砂防法		福岡県北九州県土整備事務所用地課 691-2764
62	B	地すべり防止区域内	地すべり等防止法		概要については 建設局河川整備課 582-2281
63	B	給水装置の構造及び材質 3階建以上の建物	直結式給水施行要綱		[門司、小倉北、小倉南] 上下水道局 東部工事事務所 932-5790 [八幡東、八幡西、若松、戸畑] 上下水道局 西部工事事務所 644-7820
64	B	ディスポーザ排水処理システムの設置	北九州市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱		上下水道局下水道計画課 582-2480

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
65	B	廃棄物の保管場所 ・大規模小売店舗(1,000㎡超) ・小売店舗 (500㎡超～1,000㎡以下) ・特定建築物 学校 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第27条		環境局業務課 582-2180
66	B	工場等の公害防止			環境局環境監視課 582-2290
67	B	特定建設作業 ・くい打機等、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	騒音・振動規制法	特定建設作業の7日前までに届出	
68	B	土壌汚染対策 3,000㎡以上の盛土、掘削等の土地の形質変更	土壌汚染対策法	工事着手の30日前までに届出	
69	B	環境アセスメント 大規模建築物の建設事業 ・延べ床面積10万㎡以上又は高さ100m以上	北九州市環境影響評価条例	手続きに約2年前後要するため、計画の早い段階で事前に協議を行うこと。	
70	B	共同住宅等のゴミ置き場 ・階数が2以上で、かつ10戸を超える共同住宅及び長屋で、店舗・事務所等の併用のものを含む	北九州市共同住宅等のごみ置場の設置及び管理に関する要綱		環境局 [門司、小倉南] 新門司環境センター 481-7053 [小倉北、戸畑] 日明環境センター 571-4481 [八幡東、八幡西、若松] 皇后崎環境センター 631-5337
71	B	病院、診療所	医療法		市保健所医務業務課 (総合保健福祉センター内) 522-8726
72	B	薬局、医薬品販売施設(店舗)、高度管理医療機器等販売・貸与施設	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		
73	B	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿、類似モーター	旅館業法	許可申請時に、検査済証(写)を添付	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、戸畑] 西部生活衛生課 642-1441(内606)
74	B	公衆浴場	公衆浴場法		
75	B	劇場、映画館、演芸場	興行場法		
76	B	納骨堂、火葬場	墓地・埋葬等に関する法律		
77	B	クリーニング所(洗濯するもの)	クリーニング業法		
78	B	化製場等	化製場等に関する法律		
79	B	理・美容所	理・美容師法		
80	B	飲食店、食品の製造・販売施設等	食品衛生法		
81	B	貯水槽の有効容量が10㎡を超える水道	水道法第34条の2 専用水道及び簡易専用水道取扱要領	給水開始前に届出	
82	B	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設	国家戦略特別区域法	認定申請時に、検査済証(写)または確認済証(写)を添付	
83	B	竣功前の埋立地使用	公有水面埋立法		港湾空港局港営課 321-5960
84	B	海岸保全区域内の行為の制限 ・海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置 ・土地の掘削、盛土、切土	海岸法 北九州市海岸保全区域における占用等に関する規則	海岸法第5条第4項の規定により、北九州港港湾管理者の長が管理を行う区域に限る	港湾空港局港営課 321-5960

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
85	B	港湾隣接地域内の工事等の許可 ・岸壁等の水際線から一定の範囲内においてする構築物の建設等	港湾法第37条 北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例及び施行規則		港湾空港局港営課 321-5960
86	B	臨港地区内における行為の届出 ・床面積2,500㎡以上又は敷地面積5,000㎡以上の工場又は事業場の新設や増設	港湾法第38条の2	工事開始の日の60日前までに届出	港湾空港局港営課 321-5951
87	B	埋蔵文化財包蔵地(遺跡内における土木工事)	文化財保護法		市民文化スポーツ局 文化企画課 582-2391
88	B	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)の届出	大規模小売店舗立地法		産業経済局商業・サービス産業政策課 582-2050
89	B	特定工場の新設・変更法の対象となる工場 ①【業種の要件】 製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所を除く)、ガス供給業、熱供給業 ②【規模の要件】 敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上	工場立地法	工事着工の90日前までに届出。(届出の内容が相当であると認めるときには、最短10日前までの短縮申請が可能。)	産業経済局 企業立地支援課 582-2065
90	B	農地の転用	農地法		東部農業委員会事務局 951-4111 西部農業委員会事務局 693-9971
91	B	風俗営業施設	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律		福岡県警察本部 生活安全部生活保安課 092-641-4141 (内線)3184・3185 ※手続きは、建設場所の所管警察署内にある生活安全課
92	B	ガソリンスタンドの新設・移設・変更・廃止	揮発油等の品質の確保等に関する法律 石油の備蓄の確保等に関する法律		九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課 092-482-5477
93	B	電波伝搬障害防止区域内の高層建築物等(地表高31mを超える建築物等)	電波法		総務省九州総合通信局 無線通信部陸上課 096-326-7859
94	B	航路標識の機能障害の恐れのある建築物	航路標識法		第七管区海上保安本部 門司海上保安部交通課 321-1481 若松海上保安部交通課 751-8059
95	B	航空法の制限区域内(北九州空港を中心とする半径約3,500mの円内)	航空法		国土交通省大阪航空局 北九州空港事務所管理課 474-0204
96	B	九電送電線下の建築	電気事業法		九州電力株式会社 北九州送配電統括センター 用地部 用地計画・保全グループ 531-1180
97	B	新幹線のトンネル上の建築物			西日本旅客鉄道株式会社 新幹線管理本部 小倉新幹線 土木技術センター 512-0921
98	B	太陽光発電設備	電気事業法	工作物・建築物の判断については建築審査課(582-2535)と協議を行うこと。	九州産業保安監督部 電力安全課 092-482-5520